

令和元年

上尾市教育委員会 8 月定例会 議案  
(追加議案)

議案第47号

損害賠償の額を定め、和解することに係る意見の申出について

下記のとおり上尾市立小学校における児童の負傷事故の損害賠償の額を定め、和解することについて、市長に意見を申し出る。

令和元年8月22日提出

上尾市教育委員会教育長 池野和己

記

1 相手方 甲（被害者）

住所 上尾市\*\*\*\*\*

氏名 \* \* \* \*

親権者父 \* \* \* \*

親権者母 \* \* \* \*

乙（連帯債務者）

住所 上尾市\*\*\*\*\*

氏名 \* \* \* \*

親権者父 \* \* \* \*

親権者母 \* \* \* \*

2 事故の概要 平成23年2月21日午前11時ころ、上尾市立小学校教室において、社会科の授業時間中に、乙が投げた分度器が甲の左目に当たり、角膜裂傷等の傷害を負ったもの

3 和解の要旨 本件負傷事故に関する損害賠償金1,696万1,204円について、乙は甲に対し、801万8,658円を支払い、市は甲に対し、894万2,546円を支払う。市、甲及び乙は、本件事故に関し、そのほかには一切の債権債務がないことを確認する。

## 提案理由

上尾市立小学校における児童の負傷事故の損害賠償の額を定め、和解することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、市長に意見を申し出たいので、この案を提出する。